

新旧対照表

令和 3 年 3 月改定	公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）平成 31 年版
第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項 第 1 節 総則 1.1.2 用語の定義 (ス) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。 1.1.5 書面の書式及び取扱い <u>(2) 標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</u> <u>(3) 省略</u>	第 1 編 一般共通事項 第 1 章 一般事項 第 1 節 総則 1.1.2 用語の定義 (ス) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。 1.1.5 書面の書式及び取扱い (新規) <u>(2) 省略</u>